

新型コロナウイルス5類移行に伴う主な変更内容

1 感染状況の公表 **毎日⇒週1回**

- 週1回、定点医療機関からの患者報告数を集計・公表
(保健所ごと・定点当たりの患者数で感染状況を把握)

2 陽性者の行動制限 **制限あり⇒なし**

○ 法的要件なし

【新型コロナウイルス陽性となった場合の国が推奨する療養期間等】

- ・発症日の翌日から5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える
- ・発症日の翌日から10日間は、不織布マスクの着用や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮を

○ 学校における出席停止期間 (文部科学省で検討中)

【インフルエンザの場合】

- ・児童・生徒は、出席停止期間の設定あり (学校保健安全法)
(発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日 (幼児は3日) を経過するまで)
- ・事業所等の従業員は特に制限なし

3 濃厚接触者 **特定あり⇒なし+自宅待機期間も解消**

○ 法的要件なし (※インフルエンザの場合も同様)

【国が推奨する留意事項】

- ・ご家族等の発症日の翌日から特に5日間は体調に注意。7日目までは発症の可能性があり、基本的な感染対策や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触回避を

4 医療

(1) 発熱外来受診等 **医療費の自己負担額の増加 (検査費用など)**

- 医療費は3割 (一般の場合) 自己負担 (ただし、コロナ治療薬は9月末まで公費負担)
- 受診先は患者が選択 (受診可能な医療機関は、引き続き県HPで公表)
- 受診先が不明の場合は、受診相談センター (089-909-3483、24時間対応) に電話して確認
- 医療機関に連絡の上、マスクを着用して受診
- 陽性者登録センターは廃止

(2) 入院を要する場合 **医療費の自己負担なし⇒あり**

- 医療費は3割（一般の場合）自己負担（上限あり。一定額以上は9月末まで公費負担）
- 医療機関からの紹介で入院先が決定（保健所の関与なし）

(3) 自宅等での療養 **医療費の自己負担なし⇒あり**

- 医師の指示に従い療養
- 保健所による 健康観察はなし（パルスオキシメータ貸与等も終了）
- 隔離のための 宿泊療養施設は終了
- 体調悪化時は、かかりつけ医等を受診（受診先は患者が選択）又は 24時間対応の受診相談センター（089-909-3483）に連絡
- 症状が重い時は救急要請を。子ども医療電話相談「#8000」の活用

5 ワクチン **接種費用の公費負担（自己負担なし）は継続**

- 65歳以上の高齢者、基礎疾患ありの方、医療従事者は、年2回接種
「5月8日から8月」及び「9月以降」
- その他の方（12歳以上）は、年1回接種
「9月以降」
- 小児（5～11歳）は、いつでも接種可能

6 マスク着用 **行政のルール⇒個人や施設管理者等の判断**

- 3月13日以降は、マスク着用は個人の判断が基本

【国がマスク着用を推奨する場面】

- ・ 医療機関（受診等）や高齢者施設を訪問する時
- ・ 混雑した電車、バスに乗車する時
- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者（勤務中）等

7 その他 **行政の関与が廃止・縮小**

- 新型インフルエンザ等特措法に基づく対策本部、基本的対処方針等の廃止
- 水際対策は制限なし